

**二戸市総合法令管理システム維持管理業務
公募型プロポーザル仕様書**

1 通信環境等の基本仕様

- (1) LGWAN-ASP方式でサービスを提供できる構成とする。
- (2) 庁内のLGWANに接続している全てのPC端末で、例規集データの検索・閲覧、例規起案・審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトをインストールすることなく、次に掲げる動作環境で使用可能なシステムとすること。また、システムに同時に接続できるPC端末は5台以上可能であること。

【動作環境】

■OS : Windows 11以上

■ブラウザ : Microsoft Edge (Chromium版)、Google Chrome

※今後予定されるOS, ブラウザのバージョンアップにも対応すること。

- (3) データベースは、受託者の用意するデータセンターで管理し、本市でのサーバ管理は一切不要とする。
- (4) システムの提供に利用するデータセンターは、電波障害や地震に対して十分な耐性があり、セキュリティ認証の取得など客観的に安全性が担保された国内設置のデータセンターを利用すること。
- (5) データセンターにおけるネットワークについて、ファイアウォールを設け、適正なポリシーのもと運用を行うこと。また、不正なサーバへのアクセスや不正なパケットなどの検知及び防御ができることにより、健全なネットワーク環境を維持すること。

2 システム構築時の対象例規

(1) 構築対象例規

データベースの構築は、令和7年11月1日現在において、現行の総合法令管理システムに登録されている現行法規及び廃止例規並びに本市が提供するデータに登録のある過去例規、改正履歴を対象に次のとおり行うこと。なお、データの移行に関してはHTML形式で出力したデータを取り込む方法で行うものとする。

① 現行法規 (937件)

現行例規に対する令和7年12月31日までの制定改廃内容も反映すること。

② 廃止例規 (242件)

例規間リンク及び引用法令へのリンクを実現し、用語検索、年月日検索（期間指定を含む）、種別検索が可能なデータを構築すること。

③ 過去例規

市が提供するデータに基づき過去例規データを構築すること。

少なくともおおむね過去10年分の制定改廃データを登録すること。

税関係条例や給与関係条例などは平成18年1月1日以降の全ての履歴が閲覧できるようにすること。

3 システム仕様

(1) 法令改廃影響情報提供

法令改廃情報が市例規へ与える影響情報を提供すること。

(2) 全国例規情報提供

全国市町村の例規情報を提供すること。

(3) 例規検索

① 例規・原議検索機能

用語、題名、体系、五十音、年月日、種別・番号から例規及び原議を検索できる機能があること。また、検索結果の画面において、キーワードをすべて色付き表示するとともに、検索結果をファイル出力することができること。

② 施行時点検索機能

指定した年月日時点で施行されている例規（未施行を含む。）を閲覧できる機能があること。

③ 本文表示機能

例規本文、原議本文を表示する機能があること。

④ 見え消し表示機能

例規本文（未施行を含む。）画面から、1つ前の施行日と比較可能な見え消し表示機能があること。なお、見え消し表示については例規本文画面上で、改正箇所を文言単位で表示すること。

⑤ リンク機能

条文中の例規・法令の引用箇所についてリンクが貼られ、該当箇所を表示できる機能があること。

⑥ 原議リンク機能

例規沿革情報から原議本文表示できる機能があること。

⑦ 本文出力機能

例規全文（原議本文含む。）又は選択した条をRTF形式でダウンロードできる機能があること。

⑧ 新旧対照表出力機能

例規本文を新旧対照表形式にてRTF形式でダウンロードできる機能があること。

⑨ 出力フォーマット設定機能

例規条文・新旧対照表の出力設定ができること。

(4) 例規立案・審査

① 条文編集機能

LGWAN-ASPからシステムを操作し、条文等を編集できる機能があること。

追加又は削った条項号を自動で一括繰り上げ下げする機能があること。

別表改正において行の追加等がエクセル同様の感覚で操作できること。また、システム外で作成したワードの表を取り込み、原議や新旧対照表へ反映できる機能があること。

- ② 改正文生成機能
条文の編集を行った後、改正文を自動生成する機能があること。
- ③ 新旧対照表生成機能
条文の編集を行った後、新旧対照表を自動生成する機能があること。
- ④ 条文点検機能
条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係について点検できる機能があること。
- ⑤ データ取込み機能
システム外で作成した新規制定及び一部改正の例規データをシステムに取り込み、システム上で編集し、法制執務の観点から点検できる機能があること。
- ⑥ 溶け込ませ後条文表示機能
溶け込ませ後の条文をシミュレーション表示し、確認できる機能があること。
- (5) 法令検索システム
現行の法律・政令・省令を検索及び閲覧できること。
- (6) 判例検索システム
データベース化された判例集から検索及び閲覧できること。
- (7) 例規システム設定
議案かがみ文、公布文、原議、新旧対照表等の出力設定は、二戸市の書式ルールに対応するものとし、出力設定が可能なこと。
- (8) データ更新
 - ① 市において制定・改正等した例規を、受託者がシステムへ反映させること。
 - ② 外部公開用データについても同様の更新対応すること。
 - ③ 改正原稿送付後、30日以内にデータ更新を完了すること。
- (9) その他
本市の例規改正は「改め文方式」を採用しているが、「新旧対照表方式」への将来的な変更を検討していることから、「新旧対照表方式」にも対応できること。
なお、システムの設定変更等に係る費用は伴わないこと。

4 サポート体制

- (1) 法令改正等の情報提供
当市を担当する営業担当者は、少なくとも月1回は訪問またはWeb会議システムを利用したリモートでの打ち合わせを実施し、法令改正等の情報提供を行うものとする。また、併せて近隣自治体の動向も逐次提供することとし、議会前には上程の可能性がある例規の情報提供を資料として提示すること。
例規集システムのバージョンアップが実施された際には、説明資料を持参の上、当市例規担当者に説明すること。
- (2) システム操作等サポート体制
システム構築期間において、職員に対し操作説明研修会を実施すること。システム導入後も職員に対し少なくとも年1回は操作説明研修会を実施すること。操作方法について

での問い合わせ窓口（電話、メール等）を設置すること。操作説明書（データ）を提供すること。

（３） 法制執務に関する相談

例規に係る制定、整備解釈その他法制執務に関する事項に関し、日常生じうる疑義の照会又は相談について対応すること。

５ 保守等について

- （１） 機器の修理が必要になった場合、迅速に障害対応を行うこと。
- （２） 夜間バッチ処理による前夜時点でのバックアップデータの保管管理や、障害発生に備えた機器の冗長化対策によるデータの復旧など、データの復旧に対し万全の体制を整えること。
- （３） 最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトを導入し、既知のウィルスを検知して隔離、削除などの措置を行うこと。
- （４） システムは、24時間、365日制限なく利用できること。ただし、システム保守等のために運用停止が必要となる場合には事前に当市に報告すること。運用停止の際は、システム上に案内文等を表示するなどして利用者に対し通知を行うこと。

６ 機密保護

本契約で得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用し、又は開示してはならない。また、磁気媒体等に記録された情報についても漏えいを防ぐ対策を講じること。

７ 納入方法

受託者のデータセンターに専用サーバを設置し、インストールするものとする。

８ データの引継ぎ

本事業の契約期間の満了、契約の全部又は一部の解除その他契約の終了事由にかかわらず、例規集システムの利用を終了するときは、HTML 形式で出力したデータを無償で提供し、データの引継ぎについて誠意をもって対応すること。